

議案第49号

静岡市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の一部改正について

静岡市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例
静岡市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例（平成15年静岡市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第1項の規定は、使用期間がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にわたる使用に係る使用料について適用し、施行日の前日までに使用期間が満了する使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 新条例第2条第1項及び前項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの許可に基づき、施行日前から施行日以後引き続き使用する場合の施行日以後の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

- 4 新条例第2条第1項の規定に基づく使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。